

判決要旨

令和3年7月13日宣告

威力業務妨害、恐喝未遂、恐喝被告事件

被告人氏名 武 建 一

生年月日 [REDACTED]

主 文

被告人を懲役3年に処する。

未決勾留日数中190日をその刑に算入する。

この裁判確定の日から5年間その刑の執行を猶予する。

本件公訴事実中恐喝の点については、被告人は無罪。

理 由

(以下、ゴシック体で表記した人物の氏名、団体の名称等は、別紙略称・略語一覧表に記載したとおりである。なお、文中の人物の役職等は当時のものである。)

【罪となるべき事実】

第1 被告人は、関生支部執行委員長であり、近江アサノコンクリートは、関生支部と提携関係にある湖東協組の登録販売店である。また、藤田商事大阪支店は、フジタ大阪支店が施工するチェリオ2期工事に関し、フジタ大阪支店から生コン調達の委託を受けている業者である。被告人は、チェリオ2期工事に使用する生コンの供給契約の契約担当者を脅迫し、近江アサノコンクリートと藤田商事大阪支店との間で生コンの供給契約を締結させ、近江アサノコンクリートに財産上不法な利益を得させようと企て、関生支部副執行委員長の[REDACTED]（分離前の相被告人）、関生支部執行委員兼政策調査部長の[REDACTED]（分離前の相被告人）、関生支部執行委員兼争議対策部長の[REDACTED]（当庁平成30年（わ）第4725号事件の分離前の相被告人）、関生支部執行委員の[REDACTED]（分離前の相被告人）、同[REDACTED]、同[REDACTED]及び同[REDACTED]、関生支部組合員の[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]及び同[REDACTED]、湖

東協組運営委員長の K1, 湖東協組理事長の K2, 湖東協組副理事長の K3, 近江アサノコンクリート代表取締役の K4, 同社営業部長の K5, 関生支部組合員の [REDACTED], 関生支部関係者の氏名不詳者らと共に謀の上（ただし, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED] 及び [REDACTED] は威力業務妨害の限度で共謀），平成 29 年 3 月 10 日から同年 7 月 3 日までの間、別表記載のとおり、チエリオ 2 期工事の工事現場において法令違反その他の不備を指摘し、その対応を余儀なくさせてその間業務を中断させることを繰り返したり、フジタ大阪支店前路上において「（株）フジタ（ダイワハウスグループ）施工の現場 汚泥が道路に散乱している！」等の内容が記載されたビラを頒布したりし、チエリオ 2 期工事に関する生コンの供給契約の決定権を有するフジタ大阪支店支店長の F4 らに対し、近江アサノコンクリートとの間で生コンの供給契約を締結しなければ、今後も各工事現場における工事等の業務を繰り返し妨害するとともに、フジタ等の信用に害を加える旨の気勢を示して脅迫したが、F4 らが契約の締結に応じなかつたため、その目的を遂げなかった。【訴因変更後の平成 30 年 9 月 18 日付け起訴状記載の公訴事実】

第 2 被告人は、関生支部執行委員長であるところ、関生支部執行委員兼争議対策部長の [REDACTED]（分離前の相被告人）、元関生支部副執行委員長の [REDACTED]（分離前の相被告人）、関生支部副執行委員長の [REDACTED]、関生支部執行委員の [REDACTED]、同 [REDACTED]、関生支部組合員の [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED] 及び他の関生支部組合員らと共に謀の上、植田組のバラセメント輸送業務を妨害しようと考え、平成 29 年 12 月 12 日午前 6 時 48 分頃から同日午後 9 時 38 分頃までの間、大阪府大阪市港区海岸通 4 丁目 2 番 23 号宇部三菱大阪港サービスステーション北側出入口付近又はその周辺路上において、植田組が運行するバラセメント車の前面に立ちはだかるなどして同車の大阪港サービスステーションへの入場及び同所からの出場を阻止し、もって威力を用いて植田組の業務を妨害した。【平成 30 年 12 月 11 日付け起訴状記載の公訴事実第 1】

第3 被告人は、関生支部執行委員長であるところ、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、関生支部執行委員の[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]及び他の関生支部組合員らと共に謀の上、大阪府大阪市西成区津守3丁目6番1号所在の中央大阪生コンの生コン出荷業務を妨害しようと考え、平成29年12月12日午前7時11分頃から同日午前9時8分頃までの間、同所正面出入口付近において、関生支部組合員が運転する生コン輸送車両を同出入口前路上に停車させたり、[REDACTED]ら及び他の関生支部組合員が同所出入口付近に立ちはだかるなどし、中央大阪生コンが出荷等のために使用する生コン輸送車両の中央大阪生コンへの入場及び同所からの出場を妨害し、もって威力を用いて中央大阪生コンの業務を妨害した。〔平成30年12月11日付け起訴状記載の公訴事実第2〕

第4 被告人は、関生支部執行委員長であるところ、■、■、■、■、■、■、■、■及び他の関生支部組合員らと共に謀の上、植田組のバラセメント輸送業務を妨害しようと考え、平成29年12月13日午前6時53分頃から同日午後4時8分頃までの間、大阪港サービスステーション北側出入口付近又はその周辺路上において、植田組が運行するバラセメント車の前面に立ちはだかるなどして同車の大阪港サービスステーションからの出場を阻止し、もって威力を用いて植田組の業務を妨害した。〔平成30年12月11日付け起訴状記載の公訴事実第3〕

第5 被告人は、関生支部執行委員長であるところ、■、■、■、■、■
■及び他の関生支部組合員らと共に、ダイワNのバラセメント輸送業務を妨害しようと考え、平成29年12月13日午前9時6分頃から同日午前10時32分頃までの間、大阪港サービスステーション北側出入口付近において、ダイワNが運行するバラセメント車の前面に立ちはだかるなどして同車の大阪港サービスステーションへの入場を阻止し、もって威力を用いてダイワNの業務を妨害した。〔平成30年12月11日付け起訴状記載の公訴事実第4〕

【事実認定の補足説明及び一部無罪の理由】

第1 総論

弁護人は、本件各公訴事実について、被告人はいずれも無罪であると主張する。

当裁判所は、判示第1から第5までの各事実については被告人の有罪を認定したが、平成31年4月26日付け起訴状記載の公訴事実（恐喝罪）については、犯罪の証明がないので被告人は無罪であると判断した。

第2 判示第1の事実（恐喝未遂罪）について

1 弁護人の主張

弁護人は、①判示第1・別表記載の各行為は、いずれも平穏な態様で行われた正当な権利行使であり恐喝罪の構成要件に該当しない、②被告人と判示第1の関生支部組合員ら及び湖東協組理事らとの間に共謀は認められない、③関生支部組合員の正当な権利行使により実現される公益の確保はフジタの営業の自由に優越するから違法性が阻却される、④被告人には違法性の意識の可能性がない、と主張する。

2 恐喝の構成要件該当性について

そこで、証拠により認定できる事実を踏まえ、本件において、関生支部組合員ら及び湖東協組理事らによる判示第1の行為が恐喝罪の構成要件に該当するかについて検討する。

(1) 判示第1の関生支部組合員らの行為は、全体として約4か月にわたり継続的に行われたものであり、チエリオ2期工事の現場においては連日のようにコンプラ活動を繰り返し、また、フジタが施工するそれ以外の工事現場においても複数回コンプラ活動を行い、さらに、フジタ大阪支店前及びフジタ本社前においてフジタの施工する工事現場における法令違反その他の不備を非難する内容の街宣活動又はビラ配りを行った、というものである。その行動範囲は、チエリオ2期工事の現場を中心に、フジタの施工する現場、フジタの本社、フジタ大阪支店、大和ハウス工業等の複数箇所に及んでいる。

(2) 湖東協組組合員らの行為についてみると、副理事長のK3は、チエリオ2期工事が開始されるや、藤田商事大阪支店長のF1に面会を求め（平成29年3

月10日），F1からダイセイの生コンを使用する予定である旨伝えられると、「大変なことになりますよ。」などと発言したほか、後日（同月23日），F1と面会した際も、「滋賀のほうもごたごたしますし、大阪でも何かあるかもしれません。」などと不穏な発言に及んでいる。

(3) ①このようなK3の発言内容自体に加え、②K3の各発言があつた直後又はその時点において、関生支部組合員らによるコンプラ活動等が現に行われたこと、③フジタ大阪支店から藤田商事に対し、コンプラ活動を止められないのかなどの問い合わせがあつたこと等に照らせば、関生支部及び湖東協組の各組合員らによる行動は、客観的にみて、フジタに対し、チエリオ2期工事に係る生コン供給契約の相手方をダイセイから近江アサノコンクリートに変更しなければ、コンプラ活動等によりフジタの施工する工事等を妨害したり、フジタを含むダイワハウスグループの信用に害を加えたりする気勢を示したものと認められる。

(4) 以上に加え、①関生支部執行委員の■が情報交換会で積極的に発言したり、K3に電話で指示を与えたこと、②大和ハウス工業のF6との面会時における■の発言等を踏まえると、関生支部及び湖東協組組合員らの各行為は、チエリオ2期工事に係る生コン供給契約に関し、相互に情報交換を行いながら連携をとり、チエリオ2期工事の施工に関し、フジタに強い圧力を加え、ダイセイから湖東協組の登録販売店である近江アサノコンクリートに生コン供給業者を変更させることを要求する趣旨で行われたものと認められる。

(5) 以上によれば、関生支部及び湖東協組組合員らによる判示第1の行為は、脅迫により財産上不法の利益を得ようとするものといえ、これが恐喝罪の実行行為に該当することは明らかである。

3 共謀について

(1) 関係証拠によれば、更に以下の事実が認められる。

ア 関生支部においては、被告人も出席する日常的な意思決定を行う常任委員会があり、常任委員会の構成員と執行委員で構成される執行委員会により、常任委員

会の決定事項が伝達され、順次、下部組織であるブロック、分会に伝達される。

イ 被告人は、平成25年12月21日に開催された学習会において、「滋賀県全体が、湖東と我々が連携してアウト対策、越境対策してるから、値上げ効果が出てきた。この効果を県下全体に広げていこうと、こう言う動きです。生コン支部がなかったらこんな事出来ない。」などと発言した。

ウ 平成27年4月9日、同年5月14日、同年6月11日、同年7月9日、同年8月6日及び同年9月10日に開催された、関生支部の執行委員会において、執行委員長問題提起として「(7) 滋賀県関連協組→D社への取り組み集中して結果を出す。」との記載のあるレジュメが作成された。

なお、関係証拠から、D社とはダイセイを意味すると認められる。

エ 被告人は、自身の手帳の平成27年2月9日の週の頁において、「湖東は、工組改革全力つくす、ダイセイ8物件が協組にきた、それは2/9までマルテキストップが原因した。」と記載している。

(2)ア 以上のとおり認められる①被告人の学習会における発言、②平成27年の執行委員会で配付されたレジュメの内容及び③被告人の手帳の記載に加え、当時の関生支部副執行委員長■のノートに認められる記載内容からすれば、被告人は、滋賀県において、アウト対策及び越境対策をしたことにより生コン価格が上昇してきたこと、滋賀県内にアウト社であるダイセイが存在していることを認識していたことは明らかである。

イ 以上の事実に加え、K3及びK1の各供述によれば、被告人は、平成29年6月23日、K3及びK1から、チエリオ2期工事の生コン供給契約を獲得したい旨の話をされたところ、これに肯定的な態度を示すとともに、■が動いている旨を伝えるなどした事実が認められ、このような事実も併せて考えると、被告人は、共犯者らと意思を通じ合い、チエリオ2期工事に係る関生支部組合員らの活動や湖東協組の関係者の行動を認識した上で、これを認容していたものと推認することができる。

(3) 以上によれば、被告人は、判示第1の行為について共謀が認められる。

(4) ア(7) 弁護人は、**K3** 及び **K1** の各供述の信用性について、「平成29年6月23日」はチェリオ2期工事の土間・スラブ工事が終了する間際であり、そのタイミングで生コン供給契約の変更を依頼することは品質保証の問題が生じてしまうから、**K3** 及び **K1** の各供述はその内容自体が不自然であると指摘する。

(イ) しかし、すでに認定したとおり、チェリオ2期工事が開始され、更にダイセイの生コンが納入された後も、関生支部組合員らは引き続き、前記工事の生コン供給業者を近江アサノコンクリートに変更させようと画策している。また、平成29年7月の時点になっても、■からチェリオ2期工事の残りのコンクリート作業の半分でいいから、湖東協組の方に回してもらえないかと要望していることからすれば、関生支部組合員らがチェリオ2期工事に係る生コン供給契約の変更を迫っていたことは明らかであり、現に品質保証の問題が生じうる時期であったとしても、平成29年6月23日の時点で **K3** 及び **K1** が被告人にチェリオ2期工事の生コン供給契約の獲得を依頼したとの認定を妨げるものではない。

イ(ア) また、弁護人は、**K3** はチェリオ2期工事の話を繰り出したのは **K1** であると供述し、**K1** はチェリオ2期工事の話を繰り出したのは **K3** であると供述しており、両者の供述内容に決定的な食い違いがあること等から、上記各供述は信用することができないと主張する。

(イ) 確かに、弁護人が指摘するとおり、**K3** と **K1** との間で供述内容の食い違いがみられる。しかし、①**K3** 又は **K1** からチェリオ2期工事の生コン供給契約の獲得を被告人に依頼した点、②その依頼に対して被告人が肯定的な態度を示した上で、■が動いている旨の発言をしたという点については両供述は一致しており、その限りにおいて、**K3** 及び **K1** の両供述は信用することができる。弁護人が指摘する供述の食い違いは、被告人に直接依頼した者がどちらであるかの点に関するものであり、上記①②の事実に関する **K3** 及び **K1** の供述の信用性を否定するようなものではない。

(ウ) 以上によれば、弁護人の前記主張は採用することができない。そのほかに弁護人が主張するいずれの点も、前記判断を左右するものではない。

4 正当行為（違法性阻却事由）

(1) 前記のとおり、判示第1の関生支部組合員らによる一連の行為は、約4か月間にわたり、チエリオ2期工事その他のフジタが施工する工事現場におけるコンプラ活動だけでなく、フジタの本社及び支店前における街宣活動やビラの配布にも及んでおり、第一圧送等への働き掛けによる工事の積極的な妨害工作にも及んでいる。また、湖東協組副理事長のK3が藤田商事大阪支店長のF1らに対して発言した内容は穩当なものではない（「大変なことになりますよ」等）。

(2) 弁護人は、個々のコンプラ活動はいずれも平穏かつ短時間にとどまると主張するが、判示第1・別紙のような関生支部組合員らによる行動は、それらを個々的にみて評価すべきものではなく、チエリオ2期工事に係る生コン供給契約を近江アサノコンクリートに得させるために行われた一連の行動と理解すべきものである。そして、このような一連の行動を全体としてみると、その対応に追われたフジタ関係者の負担は重く、フジタに対し、長期にわたり平穏を害するかたちで、執拗かつ強力に圧力を加え続けた行動を正当な行為（違法性が阻却される行為）と評価する余地はない。

(3) また、弁護人は、チエリオ2期工事に係る生コン供給契約を近江アサノコンクリートに受注させることは、「不公正な競争を排除」する目的に出たものであると主張するが、既に認定した本件の具体的な事実関係の下で、前記のような執拗かつ強力な恐喝行為を正当化できるものではない。

(4) 以上から、判示第1の行為が正当行為に該当し、その違法性が阻却されると考える余地はない（構成要件該当性が否定されるものでもない。）。

5 違法性の意識の可能性

(1) ア 弁護人は、関生支部組合員らのコンプラ活動は、いずれも、関生支部のコンプラ活動が適法であるとの結論を示したいわゆる「星山事件」の決定に基づい

て行われたものであるから、被告人らは違法性の意識の可能性を欠いており、責任が阻却されるので無罪である旨主張する。

イ しかし、弁護人が引用するいわゆる「星山事件」の決定は、問題となつた事案につき、当該行為が社会通念上相当と認められる範囲を超えるような態様と認められるか否かを具体的に判断した結果、行為の違法性を否定し、債権者の各申立てを却下する旨の決定をしたものであり、組合員によるコンプラ活動を一般的に適法であると判断したものではない。

ウ また、既に述べたとおり、判示第1の行為は、**関生支部**組合員らのコンプラ活動を個々的にみるのではなく、**関生支部**及び**湖東協組**側からのフジタ、藤田商事等に対する働き掛け等を含めた一連の働きかけ全体を一体とみて評価されるべきものである。仮に**関生支部**組合員らが「星山事件」の決定に従つて個々のコンプラ活動をしていたとしても、そのことによって、違法性の意識の可能性が否定されるものではない。

(2) 弁護人は、不公正な競争を排除して協同組合との契約締結を求めるための行為は、国の政策に沿うものであるから、違法性の意識の可能性が否定されると主張するが、仮に公益に合致する結果を伴うとしても本件の具体的な行為が正当化されるものではないから、弁護人の主張は採用できない。

第3 判示第2から第5までの各事実（威力業務妨害罪）について

1 弁護人の主張

弁護人らは、いずれも、①**関生支部**組合員らの判示日時場所における各行為はいずれも威力業務妨害罪の構成要件に該当しない、②被告人と■、■及び前記各行為者らとの間に威力業務妨害罪の共謀はなかった、③仮に威力業務妨害罪の構成要件に該当するとしても、それらの各行為はいずれも刑法35条、労働組合法1条2項に該当する正当行為であつて違法性が阻却されると主張する。

2 威力業務妨害罪の構成要件該当性について

(1) 威力業務妨害罪における「威力」とは、人の自由意思を制圧するに足りる

勢力をいい、「威力を用いて業務を妨害する行為」とは、行為の態様、行為当時の状況、業務の種類等を踏まえ、一般人であれば心理的な威圧感を覚え、円滑な業務の遂行が困難になるような行為を意味すると解される。

以上を踏まえ、判示各行為が威力業務妨害罪の構成要件に該当するかについて検討する。

(2) 判示事実のうち大阪港サービスステーションの件について

ア(ア) 証拠によれば、**関生支部組合員**らは、大阪港サービスステーションの北側出入口付近に集合し、平成29年12月12日については午前6時48分頃から午後9時38分頃までの約15時間、同月13日については午前6時53分頃から午後4時8分頃までの約9時間、バラセメント車の前方に立ちはだかったり、取り囲んだりするなどしてその走行を物理的に妨げ、道路上に停車せざるを得なくさせ、その結果、**植田組**及び**ダイワN**のバラセメント車は、大阪港サービスステーションへの入出場が妨げられた。しかも、**関生支部組合員**らの前記行為は、多数で一斉に行われるとともに、大声で乱暴な言動を伴うものであったから、心理的な意味においても、**植田組**及び**ダイワN**のバラセメント輸送業務を強烈に阻害したと認められる。

このような**関生支部組合員**らの行為は、人の自由意思を制圧するに足りる勢力を十分に備えていると認められるから、これが威力業務妨害罪における「威力」に該当することは明らかである。

(イ) そして、大阪港サービスステーションに入出場しようとしていた**植田組**及び**ダイワN**のバラセメント車は、**関生支部組合員**らの行為により、実際に、大阪港サービスステーションに入出場することができなかったり、迂回輸送を行うこととなったりしたのであるから、行為の態様、行為当時の状況、業務の種類等を踏まえれば、**関生支部組合員**らの前記行為が、威力を用いて**植田組**及び**ダイワN**のバラセメント車の輸送業務を妨害した行為に該当することは明らかである。

イ 弁護人らは、**関生支部組合員**らの前記行為は、バラセメント車の運転手に対

して組合活動に協力するよう求めた説得活動にすぎないと主張する。確かに、大阪港サービスステーションに集まった関生支部組合員らは、当初は、バラセメント車の運転手に対し、ストライキに協力するようにとの声掛けやビラ配り等を行っている。しかし、他方で、関生支部組合員らは、前記のとおりバラセメント車の走行を物理的、心理的に妨げるような行為に及んだほか、そもそも運転手に声掛けすることなく、ひたすらに大阪港サービスステーションへの入出場を阻むような行動を繰り返し行っていたことに照らせば、関生支部組合員らの前記行為が説得活動にすぎないとはおよそ認め難い。また、仮に当初は真に説得の目的があったとしても、前記の行為態様をみれば、説得の態様としてその限度を大きく超えたものと認められる。したがって、弁護人らの前記主張は採用できない。

(3) 判示事実のうち中央大阪生コンの件について

ア 証拠によれば、関生支部組合員らは、中央大阪生コンに入出場しようとするミキサー車の前方に立ちはだかったり、車の側面に立ったりし、ミキサー車の進行を妨げて停車させた。また、関生支部組合員らは、時折声を荒げながら工場長の■に詰め寄ったりした。関生支部組合員らの行為は、中央大阪生コンに入出場しようとするミキサー車の走行を阻み、大声を上げるなどの穏当とはいえない難い言動とも相まって、心理的な意味においても、ミキサー車の入出場を強烈に妨げたと認められる。このような関生支部組合員らの行為が、人の自由意思を制圧するに足りる勢力を備えていることは明らかであるから、これが威力業務妨害罪における「威力」に該当することは明らかである。

イ そして、中央大阪生コンに入出場しようとしていたミキサー車は、関生支部組合員らの行為により、実際に、入出場することができなかったり、ミキサー車に積載した生コンが硬化して出荷できなくなるおそれが生じたり、出荷先への生コン輸送が遅れたりしたのであるから、行為の態様、行為当時の状況、業務の種類等を踏まえれば、関生支部組合員らの前記行為が、威力を用いて中央大阪生コンの生コン出荷業務を妨害した行為に該当することは明らかである。

(4) 小括

以上によれば、判示各行為（以下、「判示各実行行為」という。）が、威力業務妨害罪の構成要件に該当することが認められる。

なお、弁護人らは、宇部三菱及び中央大阪生コンには損害がほぼ発生していないと主張する。しかし、そもそも損害の発生は威力業務妨害罪の構成要件ではない。また、植田組及びダイワNについては、実際に大阪港サービスステーションへの入出場が妨げられたことにより、平常の業務に比して追加費用がかさみ、損害が発生したことが認められる。中央大阪生コンについても、グループ会社から応援を呼ぶ必要に迫られたり、平常の業務に比して生コンの出荷が遅れたりし、ミキサー車の故障の原因となり得るような状態まで生じているから、損害が発生したことが認められる。そして、これらの損害が刑法上問題とならないほど軽微であるとはいひ難い。

3 共謀について

(1) ■■と判示各実行行為者らとの間の共謀について

ア(ア) 証拠によれば、■■は、平成29年12月6日、近バラ協の理事長である■■らに対し、同月12日からサービスステーションをストップする、植田組、ダイワNといった近バラ協に加入していないバラセメント輸送業者に対しては厳しくさせてもらう旨の発言をし、関生支部として同日から大阪港サービスステーションにおける出荷業務を止めることを表明し、近バラ協に対してその協力を仰いでいた。

(イ) また、■■は、同月11日、関生支部組合員らと共に中央大阪生コンを訪れ、同月12日から「ストライキ」を実行すること等を前提に、近酸運輸のミキサー車を中心大阪生コン敷地内に留めておくことを要求していた。

(ウ) さらに、■■も認めるとおり、■■は、関生支部の争議対策部長として、判示各実行行為の人員配置を決定し、人員の配置表を作成した上、判示各実行行為当時、関生支部が本部を置くユニオン会館において統括・調整役を担い、隨時電話

で現場の情報を収集していた。そして、■の指示により、大阪港サービスステーションには他のサービスステーションよりも多くの組合員が配置され、途中で増員もされたことが認められる。

(エ) 加えて、■の携帯電話には、判示各実行行為の時間帯において、大阪港サービスステーション及び中央大阪生コンにいた■、■、■及び■との間で複数回の通話履歴が残っている。■の供述を踏まえると、■は、大阪港サービスステーション及び中央大阪生コンにいた関生支部組合員らと頻繁に連絡を取り合い、情報を収集した上で行動の指示を出していたと推認することができる。

イ 以上のとおり、■は、判示各実行行為の時期や内容を事前に把握し、判示各実行行為を実現するため、事前に、近バラ協理事長らに対して協力を求めていたほか、現場の人員配置という計画の重要な部分を策定し、判示各実行行為当時は、統括・調整役として、現場の関生支部組合員らから収集した情報に基づいて随時増員等を行うなど現場の具体的な状況を踏まえた指示を出していたと認められる。そうすると、■と判示各実行行為者らとの間には、判示各実行行為についての意思連絡が認められる。

ウ 以上によれば、■と判示各実行行為者らとの間に共謀が認められることは明らかである。

なお、■が担っていた役割の重要性に照らせば、■の正犯意思も優に認めることができる。

エ(ア) ■は、①威力業務妨害罪で逮捕されないように最大限気を遣いながら指示していた、②警察官が臨場していたにもかかわらず現行犯人逮捕された者がいなかつたことから実力行使はしていないと思っていた、③ダイワNの運転手が「ストライキ」に協力した旨の報告を関生支部組合員から受けた旨の供述をする。

(イ) しかし、■は、威力業務妨害にならないように具体的な指示をしたことのない旨の供述もしており、■が、最大限気を遣いながら指示を出していたとは認め難い。また、現行犯人逮捕された者がいなかつたことで、■と判示各実行行

行為者らとの間の意思連絡が否定されるものではない。さらに、ダイワNの運転手が「ストライキ」に協力したことをうかがわせる事実は証拠上認められない。■の供述は信用できず、判示各実行行為者らが判示各実行行為に及んだことが■にとって予想外であったとは認められない。

(2) ■と判示各実行行為者らとの間の共謀について

ア ■について証拠により認定できる事実

(ア) ■は、関生支部副執行委員長を務めていた平成27年頃から関生支部の交渉役として、大阪広域協の副理事長である地神と会合を重ね、平成28年10月に副執行委員長を退任した後も、関生支部の「アドバイザー」として地神との会合を引き続き行っていた。平成29年9月29日から同年12月8日までの間にも、■は、地神との会合を少なくとも5回にわたり重ねており、会合には被告人や■が同席することもあった。また、■は、平成29年12月8日午後5時44分、地神との会合の直前に、近酸津守分会員との間のグループLINE（以下、「グループLINE」という。）に、「来週から〇〇です」、「私や今からGさんと最終交渉」というメッセージを送っており、■の供述によれば、「〇〇」とはストライキ又は行動を、「Gさん」とは地神を意味するとのことである。

(イ) 同月11日午後2時59分、関生支部組合員が、グループLINEに、「作業終了後、全員休憩室に残って下さい。意思統一します。」というメッセージを送信したところ、■は、同日午後3時4分、「ガチンコになる」というメッセージをグループLINEに送信した。

また、■は、同日午後5時13分から同日午後9時39分までの間、関生支部組合員の■、■及び■との通話を繰り返している。

なお、■が■、■及び■と通話を繰り返した前後を通じ、■と■との間（同日午後6時10分）、■と■との間（同日午後4時26分から同日午後10時14分までの間に合計5回）においても通話が行われている。

(ウ) ■は、判示各実行行為が行われている同月12日から同月13日までの間

に、少なくとも以下のとおり、**関生支部組合員らとの通話を繰り返しているほか、地神及びユニオン会館にも電話をかけている。**

また、■は、判示各実行行為の前後を通じ、同月12日午前5時1分頃から同月13日午後0時27分までの間に、グループLINEに「おはよう」、「今日も1日 ガンバ」、「G氏から電話あり」、「輸送権の話」、「プラント入れた?」、「代案」、「考え中」、「最小限の被害で」、「最大限の効果を 出すために」、「ミキサー」、「撤収」、「アマ車庫へ」、「明日から」、「阪神生コン 稼働します」、「組合員は、行動」、「まだ」、「内緒」、「親分と話しま」、「親分と話をしましたので」などとメッセージを送っているほか、**関生支部と大阪兵庫生コン経営者会との間の協定書の画像を送信している。**そのほか、グループLINEには、12日午前6時48分から同日午前7時2分までの間に、「中央大阪ロックアウト状態」、「きた神戸の車桁下で発見」、「5~6台」、「もっといてる」などのメッセージが送受信されている。

さらに、■は、■に対し、同月13日午後0時24分から同日午後0時26分までの間、「淀川ユニオンOK」、「今 経営者会との協定書」、「明日から朝日分会員のみストライキ」、「淀川ユニオン レイバースは解除」とのメッセージを送信している。

イ 以上に加え、平成29年12月12日の職場集会における近酸津守分会員に対する■の発言内容を踏まえて検討すると、

(ア) ■は、判示各実行行為が行われていた時間帯に、グループLINEを通じて**中央大阪生コン**の現場の状況を適時に把握するとともに、実行行為者である■、■等との通話等を通じて**大阪港サービスステーション**の現場の状況についても適時に把握していたと認められる。

(イ) また、■が発信したグループLINEのメッセージ内容によれば、平成29年12月8日に行われた**地神**と■の会合は、その「来週」から行われるストライキ又は行動に向けての最終交渉であり、■は同月12日の早朝まで**地神**と「輸送権」

の話で連絡を取っていたと認められる。そして、同日の朝、「輸送権」について地神と話をする旨のメッセージをわざわざグループLINEに送信したことからすれば、■において、地神との間の「輸送権」の話が、同日朝からの関生支部組合員らの行動選択に関する事柄であり、かつ、自らがその交渉窓口として地神と対峙することを認識していたと認められる。

なお、■が、関生支部の交渉窓口として、かねて地神との会合を継続して行っていたことは前記のとおりである。

(ウ) さらに、同月22日の「職場集会」における■の発言内容や同月11日の■の通話履歴からすれば、同日の夜に中央大阪生コン敷地内から近畿運輸のミキサー車を退去させるか否かが問題となつた際、■は、電話をかけてきた■に対し、最終的には■や■が自分で選択すればよいとしながらも、翌12日からの関生支部組合員らの具体的行動を想定しつつ、敷地内に居座り続ける、あるいは、翌朝、北神戸運輸の車両がやって来たら車両の前を塞ぐといった具体案を示している。また、■は、最終的にはミキサー車を退去させるように■に伝えており、その結果、■はミキサー車を退去させる判断に至つたと認められる。

(エ) 加えて、■は、グループLINEのメッセージで、中央大阪生コンの正門付近のミキサー車を撤収する旨の連絡をしたり（同月12日）、経営者会との間の協定書の画像を送信したり（同月13日）し、本件「ストライキ」の収束に関しても一定の役割を果たしたと認められる。

(オ) 以上によれば、■は、判示各実行行為の時期や内容を事前に把握し、実力を行使してミキサー車の進行を阻むなどの具体的方法についても事前に想定していたほか、判示各実行行為時には現場の状況を適時把握していたと認められる。そうすると、■と判示各実行行為者らとの間には、判示各実行行為について意思連絡が認められる。

ウ 以上によれば、■と判示各実行行為者らとの間に共謀が認められることは明らかである。

なお、■が担っていた役割の重要性に照らせば、■の正犯意思も優に認めることができる。

エ(ア) ■は、①判示各行為当時、関生支部の副執行委員長を退任しており、関生支部において組合活動を指示する権限はなかった、②中央大阪生コンから近酸運輸のミキサー車を撤退させるよう指示したのは、近酸運輸の専属輸送契約が切られないようにするためにすぎない、③LINEグループに送信したメッセージについては、不当労働行為となることを避けるために■の代わりに送信したものである、④近酸津守分会員が中央大阪生コンの輸送業務ができなくなる可能性があることに不満を覚えていたので、自らが総指揮者であると嘘を述べたと弁解する。

(イ) しかし、■が、関生支部の交渉窓口として、判示各実行行為に密接に関連する重要事項に関わっていたことは明らかであり、かつ、■の判断が他の関生支部組合員らの判断に強い影響を与えていたこともまた明らかである。また、中央大阪生コンにおける具体的なやりとりや、■の「職場集会」における発言内容に照らせば、近酸運輸のミキサー車を退去させる旨の指示は、■が述べるような動機のみによるものとは認められない。さらに、LINEメッセージ全体をみれば、■が、■の代わりに送信したとは考え難いし、■その他の関生支部組合員らとのメッセージの内容に照らせば、■の共謀を否定するものではない。さらに、証拠上、■が「職場集会」において嘘を述べる合理的な理由は認められない。むしろ■は、近酸津守分会において不満が出ていたとされるミキサー車の撤退については別の関生支部組合員が指揮したなどと発言しており、自らに批判の矛先を向けて近酸津守分会員の不満を解消させようとしたという供述は信用できない。

(3) 被告人と■及び■との間の共謀について

ア 平成29年10月17日、関西地区生コン支部結成記念日の集いにおける被告人の発言内容、被告人の手帳の平成29年9月27日の欄に「年内、バラ、輸送、スト、準備する」との記載があり、「準備する」という記載の下部に「↓■」という記載があり、平成29年12月4日から10日までの頁には、「この段階でスト

はさけられない状況である。」、同月11日から17日までのページには、「大阪は地神のところが11日からスト防害12日も同様なことである」、「13日最終結論として発表する」などとの記載があることといった各事実からすると、被告人は、判示各実行行為の以前から、12月に「ストライキ」としてバラセメントの出荷を止めようと考えていたことが明らかである。

イ 被告人は、「ストライキ」の具体的な行為態様について、ブロックに所属する担当役員が決めるなどと供述するが、前記の関生支部の集会における発言をみて、被告人において、判示各実行行為に及んだ関生支部組合員らを称賛し労うとともに、判示各実行行為の態様が、被告人にとってあらかじめ計画していた「ストライキ」の態様と全く異なる事態となっていたという認識をうかがわせるような発言はないから、被告人にとって、判示各実行行為が予想外のことであったとは認められない。

そもそも、判示各実行行為は、関生支部が、多数の組合員を動員して組織的に敢行した行為の一環であり、関生支部執行委員長という被告人の立場からすれば、関生支部組合員らが関生支部の指揮命令系統に従ってある程度の実力行使に及ぶことは当然に想定していたと考えられるし、その行為態様として、判示各実行行為の具体的な態様は、被告人にとっても十分に想定の範囲内であったと認められる。

ウ 以上によれば、被告人と■及び■との間に共謀が認められることは明らかである。

4 正当行為（違法性阻却）について

(1) ア 判示各実行行為は、走行するバラセメント車又はミキサー車の前方に立ちはだかり、その周りを取り囲むなどして、植田組及びダイワNのバラセメント輸送業務並びに中央大阪生コンの生コン輸送業務を妨害したものである。また、関生支部組合員らは、植田組関係者や中央大阪生コン関係者との間で、時折声を荒げたり、もみ合いになったり、押し合いになったりする場面が生じている。これらの実行行為の態様は、前記各業務を強烈に阻害するものであったと認められる。

また、そもそも、本件で被害に遭った植田組及び中央大阪生コンには関生支部組合員が存在しない。証拠上、中央大阪生コンが近畿運輸との間で専属輸送契約を締結していたと認めることもできない。このようにみると、植田組及び中央大阪生コンのいずれについても、関生支部による争議行為の相手方となる使用者ではない。なお、植田組及び中央大阪生コンには、実質的な労使関係を認め得るような関生支部組合員の存在はうかがわれない。

イ このように、業務妨害行為の態様が強度であること、植田組及び中央大阪生コンは、関生支部との関係で争議行為の対象となる使用者とはいえないことに照らせば、判示各実行行為が正当行為としてその違法性が阻却される余地はない。

(2) 弁護人らは、大阪港サービスステーションにおける各行為の目的がバラセメント輸送運賃及び生コン輸送運賃の値上げであり、中央大阪生コンにおける行為の目的が近畿運輸労働者の就労確保であったと主張するが、そのような目的があったとしても、前記のとおり、判示各実行行為の行為態様が強烈であること、そもそも植田組及び中央大阪生コンは関生支部の組合活動の対象となる使用者ではないことを踏まえると、判示各実行行為が正当行為としてその違法性が阻却される余地はないとの前記判断は何ら左右されない。

第4 公訴権濫用の主張について

1 判示第1の事実について

(1) 弁護人は、判示第1の事実につき、①多数の関生支部組合員に対して多数回の逮捕、勾留、起訴が不当に繰り返されたこと、②一連の事件の捜査により関生支部組合員が10分の1に減少し、検察官が取調べで述べた組合削りが実現されたこと、③検察官の求めにより■については関生支部組合事務所への出入禁止が保証条件に付されたこと、④フジタ大阪支店と滋賀県警が連携していたこと等の事情からすれば、判示第1の事実について被告人らを起訴したことは、検察官の公訴権濫用であると主張する。

(2) しかし、

① 多数の組合員に対して多数回の逮捕、勾留が繰り返された点は、適法に発付された逮捕状及び勾留状に基づいてされたものである以上、これが不当であるとはいえない。起訴が繰り返された点も、検察官が起訴できるほどの嫌疑が認められ、かつ、起訴相当と判断した各事件があつたとうかがわることからすれば、これが不当であるとはいえない。

② また、一連の捜査の結果、関生支部組合員が10分の1に減少したという事態が引き起こされたとしても、一連の捜査に違法な点がうかがわれない以上、検察官の公訴権濫用を基礎づける事情にはなり得ない。

③及び④ さらに、■の保釈条件及びフジタ大阪支店と滋賀県警の連携については、弁護人の指摘する事情があるとはいえない。

以上から、判示第1の事実につき、検察官の公訴権濫用は認められない。

2 判示第2から第5までの各事実について

(1) 弁護人は、判示第2から第5までの各事実につき、大阪広域協の関生支部つぶしを支援するために検察官が起訴したこと等の事情からすれば、判示第2から第5までの各事実について起訴したことは検察官の公訴権濫用であると主張する。

(2) しかし、関係証拠を検討しても、弁護人が主張するような事実は認められず、判示第2から第5までの事実につき、検察官の公訴権濫用は認められない。

第5 平成31年4月26日付け起訴状記載の公訴事実（恐喝罪）を無罪にした理由について

1 公訴事実の概要

検察官の主張する公訴事実は、平成31年4月26日付け起訴状記載の公訴事実のとおりである。

2 弁護人の主張

上記公訴事実について、弁護人の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 本件で行われたコンプラ活動は、「星山事件」決定の事案で問題とされたものより更に短時間、少人数、平穏な態様で行われたものであるから、相手方を畏

怖させるに足りる害悪の告知には当たらない。

(2) [T1]は、工事現場における法令違反をなくすことによりコンプラ活動を回避するという選択肢を有していたにもかかわらず、自ら金銭の支払による解決を望んだのであるから、[T1]がコンプラ活動により圧力を感じていたとしても、畏怖していたとまではいえない。

(3) 平成27年5月21日の面談に先立ち、被告人又は[]が、[T1]に対し、直接又は間接に1000万円の交付を要求した事実はない。

(4) 平成27年5月21日の面談において、被告人又は[]が、[T1]らに対し、公訴事実記載の脅迫をし又は金銭の交付を要求した事実はない。

(5) したがって、被告人らには恐喝の実行行為がなく、被告人は無罪である。

3 当裁判所の判断

以下、本件公訴事実に関するコンプラ活動については、特に「本件コンプラ活動」という。

(1) 本件コンプラ活動自体の目的等について

ア 検察官は、関生支部がコンプラ活動を始めた経緯や従前行われていた他のコンプラ活動の態様等に照らしてみれば、本件コンプラ活動はタイヨー生コン関係者を畏怖させる手段として行われたと認められる旨主張する。

なお、本件コンプラ活動により[T1]が関生支部を畏怖していた旨を公訴事実に掲げたことにつき、検察官は、[T1]が畏怖した経緯あるいは脅迫行為の前提事実として記載した旨釈明しており、検察官としても、本件コンプラ活動自体がタイヨー生コン関係者に対する金銭要求行為（恐喝罪の実行行為）であるとの主張はしていない。

また、本件コンプラ活動の客観的な活動態様からすれば、そもそも、本件コンプラ活動がタイヨー生コン関係者に対する明示又は黙示の金銭要求行為であると評価することはできない。

イ(ア) 検察官は、①タイヨー生コンが被告人に1000万円もの現金を支払う

動機・目的は本件コンプラ活動の中止を求める以外には考えられない、②現金の交付と引換えに本件コンプラ活動が中止されたことからすれば、本件コンプラ活動はタイヨー生コンに金銭の交付を求めるにも想定した活動であった旨主張する。

(イ) しかし、①タイヨー生コンの側が多額の現金を支払う動機・目的が本件コンプラ活動の中止を求める趣旨であるからといって、関生支部が本件コンプラ活動を行なった動機・目的がタイヨー生コンに対する金銭の交付要求であったとの事実を推認することはできない。ましてや、被告人又は [] がタイヨー生コンに対して金銭の交付を要求した事実を推認することはできない。

(ウ) これに対し、②現金の交付と本件コンプラ活動の中止がおおむね同時期であることからすれば、本件コンプラ活動がタイヨー生コンから金銭の交付を求めるにも想定した活動であったとの推認は可能である。しかし、そうだとしても、そのことから更に、被告人又は [] がタイヨー生コンに対して金銭の交付を要求した事実を推認することはできない（被告人又は [] が T1 らとの面会に先立って 100 万円の交付を要求したかについては、後に検討する。）。

(2) 本件コンプラ活動により T1 が畏怖していたかについて

ア(ア) 検察官は、タイヨー生コンが 100 万円もの高額の現金を自発的に寄付したとは考えられず、本件コンプラ活動により T1 が関生支部を畏怖していたと主張する。

(イ) しかし、関生支部組合員らは、タイヨー生コンの従業員に対し、法令違反等の不備を直接指摘したものではない。また、本件コンプラ活動により生コンの納入先が変更された現場は、滋賀県守山市のガーデンハイク守山新築工事と滋賀県野洲市富波乙宅地造成工事の現場の 2 件にとどまっている。さらに、本件コンプラ活動は、いずれもその行為の客観的な態様からみて、脅迫的であったり、高圧的であったり、相手を畏怖させるような不穏な発言に及んだりしたなどとは認められない。[] が滋賀県守山市の滋賀県立成人病センターの現場において謝罪文の交付を要求したこと等を踏まえても、むしろ、全体としては穏当な行為態様であったと認

められる。加えて、関生支部組合員らは、コンクリートの打設作業等が行われた日に現場を訪れており、回数が二、三回にとどまった現場もある。

(ウ) このようにみると、本件コンプラ活動により T1 が受けた心理的圧迫の程度が強かったとまではいえない。確かに、検察官が指摘するように、証拠上、タイヨー生コンが 1000 万円もの高額の金銭を関生支部に自発的に寄付する理由は認められないが、だからといって、当時、T1 が畏怖していたとまでは認められない。関生支部組合員らの活動は、T1 を困惑させたことがあったとしても、畏怖させたとまでは認められない。

イ(ア) 検察官は、T1 らが、本件コンプラ活動の中止を求めて警察に相談していることからすれば、本件コンプラ活動がタイヨー生コンの業務を大きく阻害するものであり、T1 らが前記活動の継続を恐れていたことが推認できるから、本件コンプラ活動は T1 らを畏怖させるものであったと主張する。

(1) しかし、本件コンプラ活動がタイヨー生コンの業務を大きく阻害するものであったとまでは認められないことは既に述べたとおりであり、T1 らが警察に相談したことは、前記判断を左右するものではない。検察官の主張は採用できない。

ウ なお、判示第 1 事実では、生コン供給契約の締結を明示的に求めたり、不穏な発言に及んだりしており、また、判示第 1 事実のコンプラ活動は活動の範囲及び頻度等の点において、客観的にみて、本件コンプラ活動とは行為の態様や目的が異なっていると認められる。したがって、本件コンプラ活動が T1 を畏怖させたとまでは認められない旨の前記認定は、判示第 1 事実について有罪の認定をしたことと何ら矛盾するものではない。

エ 仮に、検察官が主張するとおり、本件コンプラ活動により T1 が畏怖していたと認定・評価できるとしても、以下に述べるとおり、被告人又は ■ が本件面会に先立って 1000 万円の交付を要求した事実（恐喝罪の実行行為）が認められないことからすれば、本件恐喝罪につき被告人が無罪である旨の結論には影響しない。

(3) 被告人又は ■ が本件面会に先立って 1000 万円の交付を要求したかに

について

ア 檢察官は、被告人が、 [] と共に謀の上、 T3 らを介し、 T1 に対し、現金 1 0 0 0 万円の支払と引換えに本件コンプラ活動を中止する旨を伝えたと主張している。この事実の存否を判断するに当たって重要な証拠は、 T1 , T2 , T5 及び T3 の各供述である。本件面会に先立ち、 1 0 0 0 万円の支払による解決という話が持ち上がった経緯に関する上記各人の供述は、おおむね次のとおりである。

(ア) T1 の供述

平成 27 年 5 月上旬頃、 T2 から、 T4 からの話として現金 1 0 0 0 万円の支払が必要である旨を伝えられた。 T4 に直接確認することはしていない。どういういきさつで 1 0 0 0 万円という金額になったのか、その根拠等については T2 からも聞いていない。平成 27 年 5 月 19 日、 T3 と電話をしたが、面会の日時と場所について最終確認をしたにとどまり、 T3 との間で現金 1 0 0 0 万円の支払について話をしたことはない。被告人と T3 との間でどんなやりとりがあったのかは全く分らない。

(イ) T2 の供述

T4 から、電話で、関生支部が現金 1 0 0 0 万円を要求していると伝えられた。 T4 が誰から 1 0 0 0 万円という金額を聞いて伝えているのかは聞いていないが、 1 0 0 0 万円持ってこいというような雰囲気だった。5月 21 日に被告人らと会うことが決まった後、間にパイプ役になってくれた人が T5 と T3 であることを聞いた。 T5 と T3 がどういう人かは知らず、会ったこともなかった。 T4 から、パイプ役になってくれた T5 と T3 に謝礼を払ってくれと言われ、 2 人からは固辞されたが受け取つてもらった。

(ウ) T5 の供述

T4 に T3 を紹介した。 T4 又は T3 との間で、現金 1 0 0 0 万円の支払について話したことはない。 1 0 0 0 万円で解決したという話はだいぶん後になって T3 から聞いた。

(エ) **T3** の供述

T5から、解決の方向で話し合いたいといっている生コン業者がいるから、そのことを被告人に伝えて会えるようにしてほしいと言われた。**T5**から聞いた話を被告人に伝えたことはあるが、被告人との間で、現金1000万円の支払について話をしたことはない。1000万円を払って解決するということやどういう方向で解決するのかということを自分が考えて誰かに発案したことはない。1000万円で解決するという話が誰から出たのかは覚えていないが、被告人から出てきた数字ではない。

イ 以上のとおり、被告人又は [] が、**T3**らを介し、**T1**に対し、現金1000万円の支払と引換えに**関生支部**組合員らの活動を中止する旨を伝えたという事実を直接見聞した旨を供述する証人はいない。

ウ(ア) **関生支部**の側から金銭を要求した事実をうかがわせる証拠としては、**T4** [] から「向こうは金を要求してるで」とか「1000万要求されてる」などと聴いた旨の**T2**の供述が存在し、かつ、それが唯一の証拠である。

(イ) しかし、上記**T2**の供述は伝聞供述であり、**T4**の発言内容の真実性について反対尋問による吟味を経ていない以上、上記**T2**の供述により、**関生支部**の側から金銭を要求した事実を認定することはできない。

エ そうすると、前記各証人の供述を最大限信用しても、同人らの証言内容から、被告人又は [] が、**T3**らを介し、**T1**に対し、現金1000万円の支払と引換えに本件コンプラ活動を中止する旨を伝えたとは認められない。また、そのほかに、被告人又は [] が、直接又は**T3**らを介し、金銭の要求行為をしたと認めるに足りる証拠はない。

オ(ア) 検察官は、①**T3**は、被告人をかばったり自分自身の共犯性が疑われる事を恐れたりして虚偽の供述をする動機がある、②**T4**及び**T5**は、部外者であつて、**関生支部**が本件コンプラ活動を繰り返す目的等も知らず、金銭解決やその金額を提案できる立場にない、そうすると、現金1000万円の支払を要求した者は被

告人以外には存在しないなどと主張する。

(イ) 確かに、T3は、T4とは話をした記憶がないなどと、ほかの証拠から認められる事実に反する供述もしております、その供述の一部には信用性を疑わせる部分もある。しかし、①T3の供述が信用できないことは被告人らによる1000万円の交付要求を積極的に認める根拠とはならない。また、②T5はともかく、T4やT3■については、自ら金銭解決やその金額を提案できる立場にないといえるかどうかは証拠上明らかではない。この点に関し、T1は、本件面会後、T3、T5及びT4に対し、謝礼の趣旨でそれぞれ50万円を支払っている。これは単なるパイプ役に対する謝礼としてはやや高額な謝礼金とも認められ、これらの関与者が、例えば、タイヨー生コンと関生支部との間に立って双方に解決案を提示するなどの役割を担った合理的可能性は必ずしも排斥できない。これらの関与者が単なるパイプ役（連絡役あるいは紹介役）に過ぎず、双方の間を取り持って積極的に解決案を提示することのできる立場にはないという事実を積極的に認めることができる証拠も存在しない。そうすると、証拠上、同人ら、あるいは更に他の者が1000万円の支払による解決案を提示するなどした合理的可能性は必ずしも排斥できず、被告人以外に1000万円の支払を要求ないし提案できる者が存在しないとは認められない。

カ(ア) 検察官は、被告人が、①■を伴って本件面会に臨んだこと、②■に對し「コンプライアンス違反」を指摘させたこと、③■とT2が口論になると■■を離席させ、T1から事情も聽かずに現金を受領したことは、いずれも、被告人が事前に1000万円の交付を要求していたことを示す事情であると主張する。

(イ) しかし、上記各事情は、本件面会の相手方が誰か、タイヨー生コンと関生支部との關係がどのようなものか、面会の相手方が現金1000万円の交付により紛争の解決を考えているかなどについて、被告人が事前に知っていた可能性をうかがわせる事情であるとはいっても、それ以上に、被告人又は■が、本件面会に先立って現金の交付を要求していたとの事實を認めるに足りる間接事實とはいひ難い。検察官の上記主張を採用することはできない。

(4) 本件面会時の被告人らの言動について

ア(ア) 檢察官は、被告人が、①本件面会に [] を連れて赴いた上、T1 らから事情も聞かず現金 1000 万円を受領したこと、②面会の席上で [] に「コンプライアンス違反」を指摘させ、[] と T2 が口論になると [] を離席させたこと等の事実から、面会時の被告人の言動は、現金 1000 万円の取得を確実にしようとする行為であると認められる上、このような言動に及んだことは、被告人が事前に現金 1000 万円の交付要求をしていたことを示すものもあると主張する。

(イ) しかし、本件面会に先立ち、被告人又は [] が 1000 万円の交付を要求した事実が認められないことは既に述べたとおりである。

(ウ) もっとも、本件面会時の被告人及び [] の言動自体が、当時の具体的な状況に照らし、金銭の交付に向けられた脅迫行為に該当すると認められる場合は、被告人らに恐喝罪が成立し得るので、以下、更に検討する。

イ(ア) 檢察官は、被告人が本件面会に [] を同行させたのは、本件コンプラ活動の責任者である [] を同行することで T1 らをより畏怖させ、現金を交付するしかないと観念させるためである旨主張する。

(イ) しかし、この点については T1 自身が、公判廷において、本件面会時の被告人がそれほど高圧的ではなかった旨述べている。また、[] についても、強い口調はあったと思うが、場所がホテル 1 階の喫茶室なので、そんなに大声ではなかった旨述べている。さらに、T1 は、現金 1000 万円を交付した後、被告人に領収書を求めている。

T1 自自身が述べる本件面会時の状況を前提とすれば、本件面会時に、T1 が、被告人及び [] を畏怖するほどの心理的圧迫を受けていたとは認められない。

ウ(ア) 檢察官は、被告人が本件面会の席上で [] に「コンプライアンス違反」を指摘させたことは、T1 らをより畏怖させる目的であり、[] を離席させたことは、T1 らが翻意して 1000 万円を交付しない事態を避けるためであるなどと主張する。

(1) しかし、前記のとおり、本件面会時において、**T1**らが被告人らを畏怖するほどの心理的圧迫を受けていたとは認められない。また、本件面会の席上で■に「コンプライアンス違反」を指摘させる行為が**T1**らに対する金銭要求行為の性質を有するものであるとも認められない。さらに、本件面会時において■と**T2**が口論に及び、■が荒っぽい言葉遣いや強い口調になったことは認められるものの、その程度や声の大きさは、飽くまでホテル1階の喫茶室という場をわきまえたものであったと認められる。加えて、ホテル1階の喫茶室という場所の性質上、口論を始めた同行者に退席を求めるることは通常ありうる行動であり、そのような行動から喝取を確実にするという被告人の意図を推認することは難しい。

エ 結局、証拠上、本件面会時の被告人の言動として認めることができるのは、①全体として高圧的とはいえない態度で、②■からタイヨー生コンの納入先の工事現場における不備の内容について説明させ、③本件コンプラ活動の当否に関して**T2**と口論を始めた■を退席させ、④協同組合と労働組合との協力・連携及び大阪広域協の一本化による値戻しの実現を参考にして、大津においても労働組合と協力して業界を再建した方がいいという話をし、⑤**T1**が差し出した現金1000万円在中の紙袋を受け取ったことである。そして、これらの行為は、社会通念上、相手方を畏怖させて金銭の交付を要求する行為と評価するできるものではない。

(5) 以上によれば、**T1**は、関生支部による本件コンプラ活動に困惑していたとは認められるが、客観的にみて、本件コンプラ活動自体が金銭交付を要求する行為であったとは評価できない。また、本件面会以前に被告人又は■が**T1**に対して金銭交付を要求した事実も認められない。さらに、本件面会時における被告人及び■の行為自体も、**T1**を威迫し金銭の交付を要求する行為であったとは認められない。

4 結論

結局、平成31年4月26日付け起訴状記載の公訴事実（恐喝罪）につき、被告人及び■が、**T1**に対し、恐喝の実行行為に及んだとの事実を認めることはでき

ない。そうすると、本件公訴事実中、平成31年4月26日付け起訴状記載の公訴事実（恐喝罪）については、証拠上、実行行為が認められず、犯罪の証明がないことになるから、被告人は無罪である。

【量刑の理由】

被告人の刑事責任を考えるに当たって重視すべき判示第1の犯行についてみると、多数の組合員による組織的、計画的な行動を利用し、数か月にわたり、広域に及んで被害者に直接的又は間接的に圧力をかけ続けた脅迫行為は、相手方に強い心理的圧迫を与えるものであり、被害者の被った精神的な負担は相当に大きかったと認められる。判示第2から第5までの各犯行も、多数の組合員を動員し、組織的、計画的に行動したもので悪質である。その犯行態様は粗暴で、人身に危険を伴う行動もあったと認められる。また、判示第2の行為は約15時間、判示第4の行為は約9時間と長時間にわたり被害者の業務を妨害しており、さらに、判示第2、第4及び第5の各犯行は同一場所において前後2日間にわたり行われており、執拗である。

被告人は、関生支部執行委員長の立場にあり、組織の指導者として判示各犯罪の実行に影響を及ぼしていたと認められ、判示各犯行における重要な役割を担ったといるべきであるから、その刑事責任は軽くないと認められる。

もっとも、被告人について認められるのは恐喝未遂罪1件及び威力業務妨害罪4件であることからすれば、その罪質や被告人の年齢等に照らし、被告人に対する刑の執行を猶予することが相当である。

よって、主文のとおり判断した。

(求刑：懲役8年)

大阪地方裁判所第11刑事部

裁判長裁判官	佐藤	卓	生
裁判官	結城	康介	
裁判官	新居	拓馬	

別表

日時 (平成29年)	場所	行為者	行為
1 3月10日	大阪府大阪市北区天満四丁目14番19号 天満パークビル4階 藤田商事大阪支店	K3, K5	藤田商事大阪支店支店長F1に対し、生コン供給契約の締結を要求した上、それを拒んだF1に対し、「大変なことがありますよ。」などと申し向かた。
2 3月21日 22日	滋賀県東近江市鶴江町200番地1 チエリオ2期工事の工事現場	氏名不詳者ら	フジタ大阪支店の従業員でチエリオ2期工事の現場所長のF2に対し、「カラーコーンが道路使用許可なしで置かれている。」、「仮囲いが1センチメートルほど境界を越えている。」などと申し向かて法令違反その他の不備を指摘し、その対応を余儀なくさせてその間業務を中断させる活動を繰り返した。
3 3月22日	滋賀県内	K5	電話で、F1に対し、前記活動を中止する条件として、前記契約の締結等を要求した。
4 3月23日	上記 藤田商事大阪支店	K3	生コン供給契約の締結を拒むF1に対し、「滋賀だけでは済まないかもしれませんよ。」、「大阪でも何かあるかもしれませんよ。」などと申し向かた。
5 3月25日 27日 29日 30日 4月 4日 13日 27日 7月 3日	滋賀県東近江市鶴江町200番地1 チエリオ2期工事の工事現場	氏名不詳者ら	前後8回にわたり、フジタ大阪支店の従業員であり、かつ、チエリオ2期工事現場の監督者であるF3らに対し、「ダンプカーの車検証のステッカーが見えない。」、「カーテンゲートを開けたときに敷地外に出る部分につき道路占有許可を取っているのか。」などと申し向かて法令違反その他の不備を指摘した。
6 5月24日 25日 26日 29日 30日	京都府八幡市内里女谷23番地 新名神高速道路美濃山東の工事現場	■■■ ■■■	フジタ大阪支店の従業員で同現場監理技術者の■■■らに対し、「枠や手前の水路に泥が堆積している。」、「建設業許可の看板が掲示されていない。」などと申し向かて法令違反その他の不備を指摘し、その対応を余儀なくさせてその間業務を中断させることを繰り返した。
7 5月15日 6月 7日 19日	大阪府大阪市北区堂島二丁目1番16号 フジタ大阪支店前路上等	氏名不詳者ら	3回にわたり、通行人に對し、「(株)フジタ(ダイワハウスマーケティンググループ)施工の現場汚泥が道路に散乱している！」などとフジタ等の信用を害する内容のビラを頒布した
8 4月 5日	京都府内	■■■	当時チエリオ2期工事の現場に生コンを打設するためのポンプ車を供給していた第一圧送代表取締役■■■に電話をかけ、同人に對し、同工事現場へのポンプ車の供給を止めるよう申し向か、同工事現場へのポンプ車の供給を中止させて、同工事の進行を妨害した。
9 4月25日	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号 大和ハウス工業	■■■	同社マンション事業推進部マンション技術部施工推進グループ長F6に対し、同社のグループ会社であるフジタがコンプライアンス違反をしている旨のビラを示した上、「チエリオの件についてフジタから近江アソノに連絡するように伝えてほしい。そうすればビラをまかれなくてすむ。」などと申し向かた。

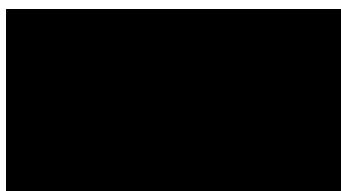
別紙 略称・略語一覧表

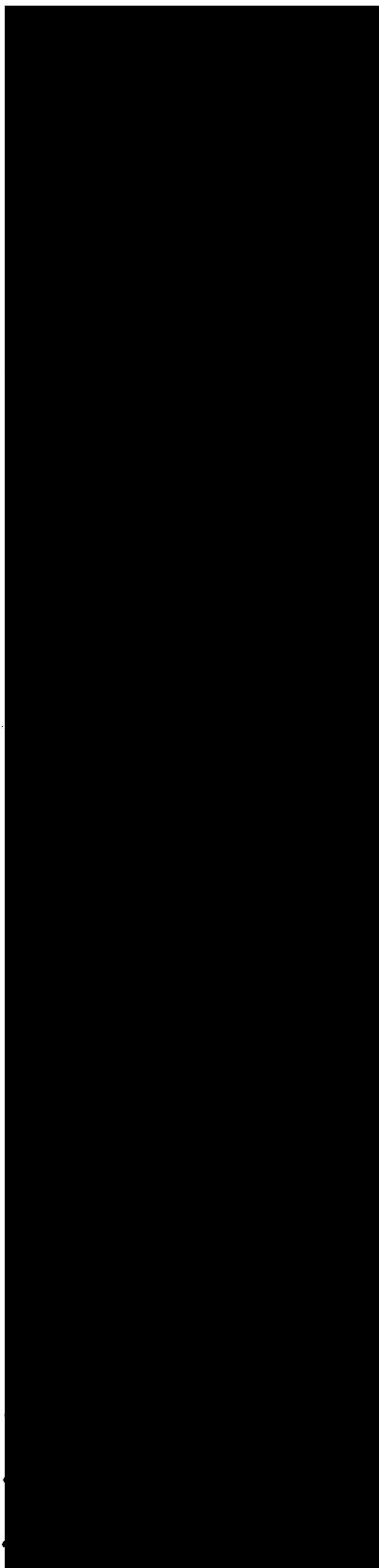
1 法人その他の団体名

- ・**関生支部**：全日本建設運輸連帶労働組合関西地区生コン支部
- ・**フジタ**：株式会社フジタ
- ・**フジタ大阪支店**：株式会社フジタ大阪支店
- ・**藤田商事**：藤田商事株式会社
- ・**湖東協組**：湖東生コン協同組合
- ・**大津協組**：大津生コンクリート協同組合
- ・**近江アサノコンクリート**：近江アサノコンクリート株式会社
- ・**大和ハウス工業**：大和ハウス工業株式会社
- ・**植田組**：株式会社植田組運送店
- ・**中央大阪生コン**：株式会社中央大阪生コン
- ・**ダイワN**：ダイワN通商株式会社
- ・**タイヨー生コン**：株式会社タイヨー生コン
- ・**チェリオ**：株式会社チェリオコーポレーション
- ・**ダイセイ**：ダイセイ株式会社
- ・**第一圧送**：株式会社第一圧送
- ・**近酸運輸**：近酸運輸株式会社
- ・**宇部三菱**：宇部三菱セメント株式会社
- ・**北神戸運輸**：株式会社北神戸運輸
- ・**近バラ協**：近畿バラセメント輸送協同組合
- ・**大阪広域協**：大阪広域生コンクリート協同組合

2 人名

(1) 関生支部関係者





(2) 湖東協組關係者

K1

- ・ [REDACTED] K2
- ・ [REDACTED] K3
- ・ [REDACTED] K4
- ・ [REDACTED] K5

(3) フジタ関係者

- ・ [REDACTED] F1
- ・ [REDACTED] F2
- ・ [REDACTED] F3
- ・ [REDACTED] F4
- ・ [REDACTED] F5
- ・ [REDACTED] F6

(4) 威力業務妨害被告事件の被害会社関係者

- ・ 芳味：江袋芳味
- ・ 地神：地神秀治
- ・ 大山：大山正芳
- ・ 延山：延山春鷹

(5) タイヨー生コン関係者

- ・ [REDACTED] T1
- ・ [REDACTED] T2

(6) その他

- ・ [REDACTED] T3
- ・ [REDACTED] T4
- ・ [REDACTED] T5

3 その他

- ・ チェリオ2期工事：（仮称） チェリオコーポレーション滋賀工場倉庫棟増築工事
- ・ チェリオ1期工事：（仮称） チェリオコーポレーション滋賀新工場計画

- ・生コン：生コンクリート
- ・セメント業者：セメント製造販売業者
- ・バラセメント車：粉粒体運搬車
- ・生コン業者：生コン製造販売業者
- ・ミキサー車：生コン輸送車両

以 上

起訴状

平成31年4月26日

大津地方裁判所殿

大津地方検察庁
検察官 検事

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍
住居
職業

大阪府

団体職員

本籍
住居
職業

会社員

公訴事実

被告人 [] は、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下「関生支部」という。）の執行委員長、被告人 [] は、関生支部の副執行委員長であるが、被告人両名は、かねてより株式会社タイヨー生コン（以下「タイヨー生コン」という。）が生コンクリートを納入する工事現場で関生支部の関係者らが軽微な不備の指摘を繰り返すなどの嫌がらせをした結果、同社代表取締役 T1 が関生支部を畏怖していることに乘じ、タイヨー生コンから解決金名目で現金を脅し取ろうと考え、共謀の上、平成27年5月上旬頃、知人の T3 らを介して、滋賀県内にいた前記 T1 に対し、現金1000万円の支払いと引き換えに前記嫌がらせを中止する旨伝えた上、同月21日、大阪市北区中之島五丁目3番68号所在のリーガロイヤルホテル1階メインラウンジにおいて、前記 T1 に対し、「今回こんなことになった経緯がわかつてんのか。」「あんたとこの会社は、いろんな不備がある。」などと語気鋭く申し向けるなどし、もしその要求に応じなければ、今後もタイヨー生コンが生コンクリートを納入する工事現場における工事を繰り返し妨害する旨の気勢を示して前記 T1 を怖がらせ、よって、同日、同所において、前記 T1 から現金1000万円の交付を受けたものである。

罪名及び罰条

恐喝

刑法249条1項、60条